

第2回看護師特定行為・研修部会	資料4
平成26年10月2日	

特定行為に係る看護師の研修制度における医師又は歯科医師と

看護師の法的責任について

- 特定行為は、診療の補助であり、医師又は歯科医師の指示を前提としているため、特定行為の実施にあたり、医師又は歯科医師は、患者の病状や看護師の能力を勘案し、医師又は歯科医師が直接対応するか、どのような指示により看護師に診療の補助を行わせるかの判断を行うこととなる。

- その上で、特定行為の実施により医療事故が発生した場合における責任の問題は、最終的には、個別の事例に応じて司法判断により決められるものであり、一概に言えないが、手順書により特定行為を実施するよう指示をした医師又は歯科医師と、当該指示を受けて手順書により患者の病状を確認し、特定行為を実施した看護師とについて、それぞれの個別具体的な状況における過失の有無に応じて責任が判断されることになると思料される。

平成 25 年度厚生労働科学特別研究事業

「医療行為に関する法的研究」(抄)

平成 26 年 3 月

研究代表者 山本隆司(東京大学法学部教授)

- 当制度の運用上は、①どの患者に手順書を適用するか、②手順書は看護師が判断するために十分な内容か、③看護師が医師の指示内容(手順書の内容)を正確に理解して特定行為を行うことができたかが論点となる。こうした論点に沿って、医師、看護師、及び医療機関の法的責任について考察する。

(医師の責任)

- 手順書を患者に対して適用するかどうかの判断は、医師の指示行為に含まれ、医師のみしか行えない事項である。手順書の適用の判断自体が誤っている場合には、医師は責任を免れないものと考えられる。
- 医師の指示として、これまで口頭及び文書による方法が通知に例示されているが、手順書を活用した場合であっても、口頭及び文書と同程度に明確な指示であることが必要であると考えられる。
- 医師は看護師に特定行為を指示するに際し、当該看護師が当該特定行為を行う能力を備えていることを判断しなければならない。こうした個別の判断は、当該看護師が研修を修了しており、保健師助産師看護師法上、当該特定行為を適法に行い得る場合も、必要とされる。
- 医師は、医療安全の確保のため、患者の病状の変化等に備えて、指示にあたり、緊急時に適切に対応するための体制を整えておくことが必要であると考えられる。

(看護師の責任)

- 医師が患者の病状を判断して、手順書に基づき対応するよう指示した場合も、患者の病状の変化等により、自身で特定行為を実施することが困難であれば再度医師の指示を得るよう判断するなど、看護師にも高度な注意義務が課されられると考えられる。
- また、特定行為は高度かつ専門的な知識・判断が必要とされる行為であり、いわゆる一般的な診療の補助行為よりも高度な医療水準が求められると考えられる。そのため、研修を修了した看護師の役割の拡大に伴い、さらに看護師が責任を分担する傾向になるものと考えられる。